

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○平成21年度自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)の募集期間等(危機管理課)	1
○生活保護法による指定医療機関の休止の届出(福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の再開の届出()	1
○保安林の指定の予定(治山林道課)	1
○道路の区域変更(3件)(道路課)	1
○道路の供用開始()	2
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請(県民生活・男女共同参画課)	2
○危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施(消防政策課)	2
○土地改良区の役員の就退任(農業基盤課)	3
○県営土地改良事業の計画の定め()	3
○県営土地改良事業の計画の変更()	3

告 示

高知県告示第469号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)の募集期間等を次のとおり告示する。

平成21年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 男子(平成22年3月及び4月採用)
 - 募集期間
随時(それぞれの試験期日の前日まで(最終期限は、平成21年9月30日(水)))
 - 試験期日

- 平成21年9月17日(木)
平成21年9月24日(木)
平成21年10月1日(木)
- 試験場の位置及び名称
高知市棧橋通六丁目7-43 高知県総合保健協会
 - 女子(平成22年3月及び4月採用)
 - 募集期間
平成21年8月1日(土)から同年9月11日(金)まで
 - 試験期日
平成21年9月28日(月)
 - 試験場の位置及び名称
高知市永国寺町5-15 高知県立高知女子大学永国寺キャンパス
 - 問い合わせ先
自衛隊高知地方協力本部
電話番号088-822-6128
ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>
- ### 高知県告示第470号
- 生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関の休止について次のとおり届出があった。
平成21年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	所在地	休止年月日
診療所はまゆう 南国市浜改田1277-1		平19・8・31

高知県告示第471号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の再開について次のとおり届出があった。

平成21年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	再開年月日
診療所はまゆう 南国市浜改田1277-1		平21・4・27

高知県告示第472号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成21年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡津野町杉ノ川字大蔵乙470の1
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種を定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良することが必要であり、かつ、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるときは、当該指定の日から10年を超えない期間内に行う伐採については、イにかかわらず、主伐として伐採をすることができる。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第473号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年7月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 194号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町勝賀瀬 字立岩3021番4から 吾川郡いの町勝賀瀬 字古土井429番まで	前 A	3.2 } 49.0	340
	B	8.1 } 30.0	
吾川郡いの町勝賀瀬 字立岩3021番4から 吾川郡いの町勝賀瀬 字古土井420番5まで	後	8.1 } 30.0	187

で			
---	--	--	--

高知県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年7月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 香北赤岡
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市香北町小川字 下モ檜ノ畝1163番1	前	4.6	50
		7.2	
香美市香北町小川字 下モ檜ノ畝1164番1 から 香美市香北町小川字 下モ檜ノ畝745番地 先まで	後	9.6	50
		12.3	

高知県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年7月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 思地川口
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町勝賀瀬 字新在家3467番1から 吾川郡いの町勝賀瀬	前	5.2	94
		7	

字古土井487番5まで		15.7	
吾川郡いの町勝賀瀬 字新在家3467番1から 吾川郡いの町勝賀瀬 字古土井429番まで	後	5.2	200
		49.0	

高知県告示第476号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年7月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 香北赤岡
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
香美市香北町小川字下モ檜ノ畝1164番1から 香美市香北町小川字下モ檜ノ畝745番地先まで	50	平成21年7月3日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成21年6月23日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成21年6月23日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在	定款に記載された目的

			地	
平成21年6月23日	NPO法人デイサービスまる	高橋 潔	高知市相模町5番11号	この法人は、介護及び看護の必要な高齢者、障害者（児）疾病を有する者、乳幼児に対して在宅サービスに関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）を次のとおり行う。

平成21年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 講習の実施日時、実施場所及び種別

講習の実施日及び実施場所	講習の種別及び実施時間	
	給油取扱所	その他
平成21年8月18日（火） 中土佐交流会館	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで
平成21年8月19日（水） 四万十市立文化センター	〃	〃
平成21年8月20日（木） 〃	〃	
平成21年8月24日（月） 高知県庁正庁ホール	〃	午後1時から午後4時まで
平成21年8月25日（火） 〃	〃	〃
平成21年8月26日（水） 〃	〃	〃
平成21年8月28日（金） 安芸市民会館	〃	〃

- 備考 1 講習の種別の「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう。
- 2 講習の種別の「その他」とは、給油取扱所及び特定事業所（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所をいう。）における危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう。
- 2 講習の受講の申請手続
- (1) 受講申請書の配布
受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部消防政策課及び県内各消防本部（消防署）で配布する。
- (2) 受講申請書の提出先
郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内
高知県危険物安全協会
- (3) 受講申請書の受付期間
受講申請書は、平成21年8月3日（月）から同月11日（火）までの間に受け付ける。
- (4) 講習の受講手数料
受講手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を受講申請書にはり付けて納入すること。
- 3 講習に関する問い合わせ先
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内
高知県危険物安全協会（電話番号088-823-9099）

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、片地土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成21年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

|      |       |                  |
|------|-------|------------------|
| 役名   | 氏名    | 住 所              |
| (退任) |       |                  |
| 理事   | 小松 太一 | 香美市土佐山田町佐古藪594-1 |
| (就任) |       |                  |
| 理事   | 公文 延晴 | 香美市土佐山田町佐古藪126   |

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（興津地区農村災害対策整備事業（用水施

設）の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 縦覧に供する書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成21年7月3日から同年8月3日まで
- 縦覧場所
四万十町役場
- その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（井ノ口地区経営体育成基盤整備事業（区画整理））の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧期間  
平成21年7月3日から同月31日まで
- 縦覧場所  
安芸市役所
- その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。